

短期療養給付

既加入者
専用制度
(新規加入・
増額不可)



休職への備え

意向確認
ご加入前
のご確認

短期療養給付は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業不能となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年1月1日(木)~2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人**

65歳以上
の方は加入
できません。

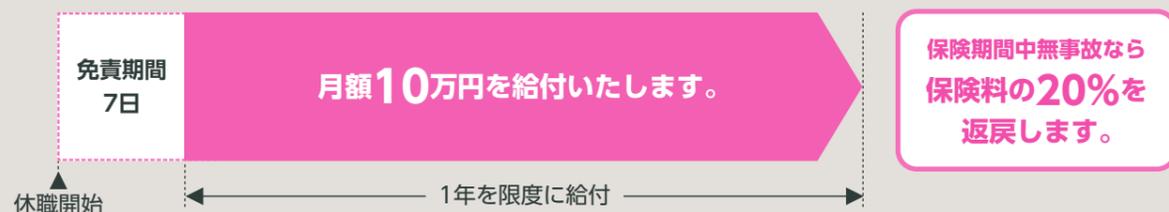
保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより所定の就業不能が免責期間を超えて継続したとき、**補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。**^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。
- 保険期間中に就業不能にならなかった場合、無事故戻しとして保険料の20%を返れいします。

給付のしくみ

保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで休職となった場合



● 月額保険料 (単位:円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	保険金月額	保険金月額
			5万円 T1コース	10万円 T2コース(※)
16~19歳 (2006.1.2~2010.1.1)	7日	1年	220	-
20~24歳 (2001.1.2~2006.1.1)			310	-
25~29歳 (1996.1.2~2001.1.1)			350	-
30~34歳 (1991.1.2~1996.1.1)			440	-
35~39歳 (1986.1.2~1991.1.1)			540	1,090
40~44歳 (1981.1.2~1986.1.1)			680	1,360
45~49歳 (1976.1.2~1981.1.1)			810	1,630
50~54歳 (1971.1.2~1976.1.1)			940	1,880
55~59歳 (1966.1.2~1971.1.1)			1,010	2,010
60~64歳 (1961.1.2~1966.1.1)			1,060	2,120

- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
 - ・保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 - ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。
- ※保険金月額10万円(T2コース)は35歳以上のお取り扱いとなります。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.70**